

政令第

号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年九月二十五日とする。

理 由

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。